

事務連絡
平成20年1月9日

都道府県労働局労働基準部
監督課長
安全衛生主務課長
労災補償課長 } 殿

厚生労働省労働基準局
監督課監督・監察担当中央労働基準監察監督官
安全衛生部化学物質対策課長補佐（業務担当）
労災補償部補償課長補佐（業務担当）

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の公表のための石綿取扱い状況等に
関する調査の実施について

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の公表については、昨年12月4日の参議院厚生労働委員会の質疑において、厚生労働大臣より「今春までには公表する」旨の答弁が行われ、現在、労災担当部門において、平成17年度以降の労災認定事業場について公表のための作業を進めているところである。

本事業場公表については、平成17年7月及び8月に平成16年度までの労災認定事業場の公表を実施しているところであり、今回の公表においても前回の公表と同様に事業場の石綿取扱い状況（「石綿取扱い期間」及び「現在の石綿取扱い状況」）についてのデータが必要であるが、労災担当部門において当該データを保有していないため調査を実施するものである。

石綿による健康被害については、大きな社会問題に発展し、労働基準行政として、石綿による健康被害防止対策及び労災補償対策等に取り組んでいるところであり、今回の公表は労災認定事業場について行うものであるが、労災担当部門のみならず、監督・安全衛生担当部門が連携し、別添「石綿取扱い状況等に関する調査要領」に基づき、的確に調査を実施されたい。

石綿取扱い状況等に関する調査要領

第1 目的

石綿による健康被害については、近年大きな社会問題に発展し、労働基準行政においても健康被害の発生防止のための各種対策や労災補償等に取り組んでいるところであるが、今般、これらの取組の一環として、平成17～18年度に石綿による肺がん又は中皮腫により労災認定された労働者等及び平成18年度に特別遺族給付金の支給決定を受けた死亡労働者等が所属していた事業場（以下「認定事業場」という。）の石綿取扱い期間及び現在の取扱い状況を明らかにし、認定事業場に所属していた労働者及び周辺住民への注意喚起等に資する情報提供を行うこととする。

併せて、現在も石綿の取扱いを行っている事業場がある場合には、その実態を把握する必要があるため、認定事業場に対して、調査するものである。

なお、石綿による健康被害に関する対策は、労働基準行政全般にわたるものであることから、労災担当部門のみならず監督・安全衛生担当部門も連携して、調査を実施するものである。

第2 調査概要、スケジュール及び役割分担

1 概要

本省補償課から電子メールで送信された事業場別リストに基づき、調査対象事業場に対して、別紙1「石綿取扱い状況等に関する調査の実施について」及び別紙2「石綿取扱い状況等に関する調査票」（以下「調査票等」という。）を郵送することにより通信調査を行い、当該事業場に係る石綿の取扱い状況を把握する。

また、通信調査による回答が事業場からなされない場合には、当該事業場に対し督促を行い、必要な場合には訪問回収を行う。

2 スケジュール及び役割分担

本調査のスケジュール及び役割分担は次頁の表のとおりとする（表中の丸数字が付してある事項は、局又は署において実施すべき作業とその順序）。また、実施事項については、調査対象事業場数等を勘案し、前倒しで処理できるものは、適宜、スケジュールを早めて調査されたい。

なお、調査の実施については、調査対象事業場数を勘案の上、局又は署のどちらの対応も可とするが、局で対応する場合には、別紙1については労働基準監督署長名を局労働基準部長名に、問い合わせ先を局労働基準部の担当課及び担当名に修正し、ま

た、別紙2の連絡先も局労働基準部の担当課及び担当名に修正して使用すること。

時期	実施事項	担当部門
1月9日頃 11日～15日	本省補償課より地方局に対して調査指示 ①調査対象事業場（本省よりリスト送付）への 通知文、調査票の郵送作業 （事業場の回答締め切りは遅くとも21日まで）	労災
21日まで	②未提出事業場の把握・整理	労災
21～22日	③未提出事業場への督促 （督促分の締め切りは督促日の3日後）	監督・安衛 ・（労災）
24日頃まで	④督促分に係る未提出事業場の把握・整理	労災
25日～2月7日	⑤訪問回収	監督・安衛 ・（労災）
2月12日まで	⑥調査結果の取りまとめ及び事業場別リストへの 反映	労災
13日まで	⑦本省補償課に対する報告（締め切り厳守）	労災

※ 担当部門の（ ）書きについては、調査対象事業場数及び体制を勘案し、必要に応じて担当。

3 各部門の連携に関する留意事項

本調査については、労災、監督及び安全衛生の三部門が連携して行うことから、事業場からの照会について、円滑な対応を行うため、別紙1に担当部門及びその連絡先を明記するとともに、関係各課に本調査についての役割分担と担当部門を徹底しておくこと。

また、監督・安全衛生担当部門は、局・署の体制等に応じて、労災担当部門との連絡調整窓口を予め決めておくこと。

第3 調査方法（【 】内は作業分担による実施担当部門を表示）

1 調査票等の送付【労災】

- (1) 本省補償課より送信される事業場別リストにより、調査対象事業場へ調査票等を郵送する。その際、リーフレット「アスベスト全面禁止」（平成19年10月1日以降のポジティブリストが掲載されたもの）を同封する。

なお、調査対象事業場から除外している事業場は、以下のア～エのとおり。

- ア 建設業
- イ 事業場不明
- ウ 特別加入者（一人親方及び特定作業従事者に限る）
- エ 平成17年度公表事業場

※注意 保険給付等の支給決定時において、最終ばく露事業場が既に廃止されていることを把握している事案であっても、例えば工場や支店が廃止されていても本社がある場合や、別法人に事業が継承されている場合もあることから、これらに該当するか否かの確認を行い、該当する場合は、本社や継承された事業場に対して調査を行うこと。

なお、これらに該当しない場合には、本調査は要しない。ただし、この場合であっても、事業場に対する調査が不要となるのみであり、当該廃止された事業場が公表対象事業場となることに留意すること。

(2) 調査票右上の整理番号については、別途送信される事業場別リストの「事業場連番」を行政において記載すること。また、事業場名及び旧事業場名についても当該リストに基づき記載すること。

(3) 調査票等の郵送に当たっては、郵送に要する日数を考慮し、原則として速達とすること。また、情報漏えい防止の観点から、行政からのファクシミリによる送信は厳禁とする。ただし、事業場からの調査票の提出については、事業場の負担を軽減する観点から、ファクシミリを主体とし、郵送によることも可とする。

事業場の所在地については、支給決定時の事業場所在地から移転していることも考慮し、宛先等の確認は十分に行うこと。また、送付した調査票等についてはコピーを作成し、労災担当部門で管理・保管すること。

(4) 調査票等が対象事業場へ配達されず、局又は署に返送された場合には、適用徴収システムによる検索やインターネットによる電話番号案内を利用するなどにより、当該事業場の連絡先を把握し、架電により移転先の情報を求めること。

上記の措置を講じても、事業場の連絡先が把握できない場合には、当該事業場の支給決定時の所在地に赴き、移転先等の情報を収集すること。その結果、移転先等が判明しない場合には、事業場廃止として取り扱い、それ以上の調査は不要であること。

2 未提出事業場の把握【労災】

労災担当部門は1月21日までに回答がなされていない事業場について、21日中に把握し、督促が必要な事業場について、別紙3「未提出事業場に係る連絡先一覧表」を

作成し、監督・安全衛生担当部門に提供すること。

3 未提出事業場への督促等【監督・安全衛生・(労災)】

(1) 上記2の「未提出事業場に係る連絡先一覧表」に基づき、監督、安全衛生及び労災の3部門はそれぞれ連携し、未提出事業場への督促等に係る実施分担を作成すること。このため、局又は署の管理者は督促等に関する役割分担について、十分に調整しておくこと。

(2) 上記(1)による実施分担に基づき、各担当部門は未提出事業場に対する督促を行う。なお、調査対象事業場数等、体制等を勘案し、必要に応じて、労災担当部門が分担して実施することを妨げるものでないこと。

(3) 督促に当たっては、本件調査の趣旨を十分説明し、事業場の了解を求めること。また、事業場の負担を軽減し、調査票の回収率を向上させる観点から、調査票の提出に当たってはファクシミリによることで差し支えないことを申し添えること。

なお、調査に非協力的な事業場に対しては、回答が得られない場合には、訪問し調査票を回収させていただく場合もあることを伝えること。

(4) 督促の際の事業場からの調査票の記載に係る照会や要望については、以下により対応されたい。

ア 石綿取扱い期間について、「石綿の使用終了時期は覚えているが使用開始時期はわからない。」場合の記入方法の照会があった場合

→ 調査票の「石綿使用開始時期」については「2」を○で囲み、「石綿使用終了時期」については「1」を○で囲むとともに、その時期について記入すること。

イ 「構内下請けが専門であり、事業場では石綿の取扱いがなく、元方事業者等における石綿の使用開始時期や終了時期はわからない。」という照会があった場合

→ 調査票の「石綿使用開始時期」及び「石綿使用終了時期」について、それぞれ「2」に○を囲むこと。

ウ 「責任者がいないため回答できない。」と言われた場合

→ 当該責任者の職氏名、連絡先及び対応可能な日程を確認する。1月25日以降であれば対応可能とする場合については、まず、ファクシミリによる回答が何時になるのか、確認すること。また、調査日程を勘案し、必要に応じて事業場に訪問した上で、調査票の回収を行うこと。この場合、訪問日を予め伝えること。

エ 「事業場名の公表を前提とした調査には協力できない。」と言われた場合

→ 石綿による健康被害については、社会的関心が極めて高い中で、厚生労働省

は、政府の取組の一環として、国民の不安をできる限り解消するといった公益上の観点から、平成17年度において、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の公表を実施したものであり、今回も貴事業場で就労していた労働者の方々や周辺住民に対する注意喚起として公表するものである。

今回の調査内容を公表する場合には、改めて貴事業場に対して公表内容の確認を行うとともに公表に際して貴事業場が申し添えたい事項についてもお聞きすることとしている。

今回の調査の趣旨を十分ご理解いただき、調査に協力していただきたい。

オ 「公表はいつ頃になるのか。」と問われた場合

→ 厚生労働本省において、この春に実施されると聞いているが、現在、具体的な日程は確定していない。

カ 「ポジティブリストとは何か。」と問われた場合。

→ 同封のリーフレット「アスベスト全面禁止」の裏面にある製品のリストであり、例外的に製造等の禁止が猶予されている製品を掲げたものである。

なお、一通りの説明で事業場の理解が得られない場合は、例えば、本調査の趣旨については、監督又は労災担当部門が、ポジティブリスト等の法令については、安全衛生担当部門が、更に説明を行うなど、部門間の連携を図られたい。

4. 督促分に係る未提出事業場の把握【労災】

労災担当部門は、督促による調査票の回収状況を確認するとともに、1月24日までに調査票の提出がなされていない事業場を把握し、訪問回収が必要な事業場の所在地、連絡先、通知文及び調査票を24日中に監督・安全衛生担当部門に提供すること。

5 調査票未提出事業場に対する訪問回収【監督・安全衛生・(労災) 担当部門】

(1) 監督・安全衛生担当部門は、督促したにもかかわらず調査票の提出がなされていない事業場について、労災担当部門から情報提供され次第、事前に調整した実施分担に基づき、訪問回収を実施する。

なお、訪問回収の実施に当たっても役割分担は上記3の(2)と同様であること。

(2) 訪問回収の手法については、通知文及び調査票(整理番号・事業場名入り)を携帯し、事業場において調査票等を紛失している場合等においては、その場で事業場担当責任者(以下「責任者」という。)に調査票への記入を依頼する。

また、調査票への記入を拒否する責任者については、口頭での説明(回答)を求め、調査票を作成し担当者の官職・氏名を調査票の余白に記入する。

(3) 石綿取扱い状況についての調査を拒否する責任者に対しては、当該調査を拒否す

る理由について聴取し、調査票の「現在の取扱い状況」の「4 その他」に具体的に当該理由を記載する。

この場合においても上記（2）と同様に調査票の余白に担当者の官職・氏名を記入する。

なお、調査に協力しない理由が石綿取扱い作業に該当しないものにあつては、当該調査票の写しを直ちに労災担当部門に提供すること。

6 調査票の回収及び取りまとめ【労災】

（1）通信調査又は訪問回収により回収した調査票については、労災担当部門が管理・保管することとする。

また、調査票の「現在の取扱い状況」について、「2 取扱いあり」としたものについては、当該調査票のコピーを作成し、安全衛生担当部門へ提供すること。

なお、上記5の（3）の「なお書き」により、石綿取扱い作業に該当しない旨の調査票の提供を受けた場合には、明らかに申し立てに理由がないものを除き、直ちに本省補償課業務係（担当：西村、小川）あて報告するとともに、当該調査票の写しを補償課あて書留速達で送付すること。

（2）労災担当部門は回収した調査票を基に、事業場別リストの「事業場としての石綿取扱い期間」及び「現在の取扱い状況」を入力する。

第4 本省への報告

局労災補償課は2月13日17時までに以下の書類を本省補償課あて送信又は郵送すること。

- ① 事業場別リスト【メール送信】
- ② 石綿取扱い状況等に関する調査票（コピー）【書留速達】

第5 本調査に関する本省照会先

本実施要領に疑義がある場合や本調査の遂行上、疑義や問題が生じた場合には、局労災補償課を通じて本省補償課業務係（担当：西村、小川）まで照会されたい。

株式会社〇〇〇〇

代表者 殿

〇〇労働基準監督署長

石綿取扱い状況等に関する調査の実施について

日頃より労働基準行政の運営について、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、石綿による健康被害については、近年大きな社会問題となっており、厚生労働省においても、石綿による健康被害防止のための各種対策に取り組むとともに、石綿関連疾患を発症された方については、その迅速な労災補償等に取り組んでいるところです。

今般、その一環として、平成17年度及び18年度において「労働者災害補償保険法」又は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき石綿関連疾患として認定された労働者（元労働者等を含む）が所属していた事業場について、石綿取扱い状況等の実態調査を行うものであります。

つきましては、貴事業場における石綿の取扱い状況等について、別添調査票に御記入の上、〇月〇日（ ）までに当職あてファクシミリ又は郵送にて御報告いただきますようお願いいたします。

なお、御報告いただいた内容等については、今後、厚生労働省において公表することとしていますが、公表内容については、改めて御確認いただくこととしております。

石綿に関する種々の問題については、厚生労働省といたしましても大変重要な問題と考えており、積極的な取組が必要と考えております。本調査について、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

〇〇労働基準監督署 担当：

所在地

電話

FAX

(連絡先)	
〇〇労働基準監督署	
担当:	
Tel	FAX

整理番号 (3桁)

(行政で記入)

石綿取扱い状況等に関する調査票

事業場名: (行政で記入) [旧事業場名: (行政で記入)]

事業場名に誤りがありましたら、正式名称に訂正してください。

① 石綿取扱い期間

該当する番号及び年号を○で囲み、必要事項を記入してください。

なお、正確な年月が不明な場合には、例えば「昭和60年頃」と記入してください。

石綿使用開始時期		石綿使用終了時期	
1	昭和・平成 年 月	1	昭和・平成 年 月
2	不明	2	不明

② 現在の石綿取扱い状況

該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

- 1 取扱いなし
- 2 取扱いあり
 - 「取扱いあり」とした場合、次のうち該当する番号すべてを○で囲んでください。
 - 2-1 禁止が猶予されている製品（ポジティブリスト[※]製品）の取扱い
 - 2-2 試験研究のための取扱い
 - 2-3 利用済みで有用性を失った物（廃棄物等）の取扱い
 - 2-4 その他：具体的にご記入ください。

(注) ポジティブリスト：製造の禁止等が当分の間猶予されているものを掲げたりリストであり、同封のリーフレットの裏面にございます。

- 3 事業場廃止
- 4 その他：具体的にご記入ください。

(事業場担当責任者)

所 属 _____

役 職 _____

氏 名 _____

連絡先 所在地 _____

Tel _____ FAX _____

未提出事業場に係る連絡先一覧表

No.	郵送月日	事業場に関する情報			認定者に関する情報		督促月日	備考
		整理番号	事業場の名称(業種)	事業場の連絡先	氏名	石綿ばく露作業状況		
	月 日		()	住所 電話			月 日	
	月 日		()	住所 電話			月 日	
	月 日		()	住所 電話			月 日	
	月 日		()	住所 電話			月 日	
	月 日		()	住所 電話			月 日	
	月 日		()	住所 電話			月 日	
	月 日		()	住所 電話			月 日	
	月 日		()	住所 電話			月 日	

(記載要領)

- ①「No.」、「郵送月日」、「整理番号」、「事業場の名称(業種)」、「労働者氏名」、「石綿ばく露作業状況」について、労災担当部門が記載の上、督促担当部門に提供すること(労災担当部門は写しを保管すること)。
- ②「整理番号」については事業場別リストの「事業場連番」を記載すること。
- ③督促担当部門において「督促月日」を記載することとし、督促の結果、特記すべき事項がある場合には「備考」にその内容を記載すること。